東京都区市町村立小中学校等の施設整備を支援する条例（案）

（目的）

第一条　この条例は、区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が行う小中学校等の施設の改善に要する経費の一部を東京都（以下「都」という。）が補助することにより、都内の区市町村立小中学校等の良好な教育環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例における用語の意義は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号。以下「政令」という。）の例による。

２　この条例において、「小中学校等」とは、区市町村が設置する小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校及び特別支援学校をいう。

（補助の実施）

第三条　第一条の目的を達成するため、都は、区市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

２　前項による補助金の交付対象は、次の各号に掲げる工事とする。

一　教室の不足の範囲を超えて教室を設けるために校舎を新築又は増築する工事

二　法第十二条第一項に基づく交付金（以下「学校施設環境改善交付金」という。）の交付対象となる事業のうち、学校の統合を伴わず、構造上危険な状態にある建物の改築、不適格改築、長寿命化改良又は大規模改造を目的とする工事で、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号。以下「施行規則」という。）第六条第二項の規定により文部科学大臣が定める割合が三分

の一以下のもの

三　大規模改造を目的とする工事で、工事費が学校施設環境改善交付金の交付基準の下限額を下回るもの

四　学校施設環境改善交付金の交付対象となる事業のうち、学校水泳プールを新築又は改築する工事で、施行規則第六条第二項の規定により文部科学大臣が定める割合が三分の一以下のもの

五　学校水泳プールの教育機能を維持向上することを目的とする改修工事

六　学校施設環境改善交付金の対象とならない事業のうち、前項による補助金の交付決定年度において建築後四十年以上経過した施設における長寿命化又は予防改修を目的とする工事

（補助金の額等）

第四条　前条の規定による補助金の対象となる経費、算定方法及び補助率は別表のとおりとする。

（委任）

第五条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な事項は、東京都規則で定める。

附　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

別表（第四条関係）

対象工事	対象経費	算定方法及び補助率
第三条第二項第一号に該当する工事（教室の不足の範囲を超えて教室を設けるために校舎を新築又は増築する工事をいう。）	各工事における補助対象面積に、法第七条の規定により文部科学大臣が定める一平方メートル当たりの建築単価を乗じて算出された額と工事に要した工	対象経費の二分の一以内

	第三条第二項第二号に該当する工事（学校施設環境改善交付金の交付対象となる事業のうち、学校の統合を伴わず、構造上危険な状態にある建物の改築、不適格改築、長寿命化改良又は大規模改造を目的とする工事をいう。）	第三条第二項第二号に該当する工事のうち、大規模改造を目的とする工事で、トイレの環境を改善するためのもの	第三条第二項第三号に該当する工事（大規模改造を目的とする工事
事費とを比較し、いずれか少ない額	各工事における申請年度の学校施設環境改善交付金の配分基礎額と工事に要した工事費とを比較し、いずれか少ない額	各工事における申請年度の学校施設環境改善交付金の配分基礎額と工事に要した工事費とを比較し、工事費が配分基礎額を上回った場合における工事費の超過額とする。ただし、工事費が知事が別に定める上限額を超える場合にあっては、当該上限額と配分基礎額との差額とする。	工事費
	対象経費の六分の一以内	対象経費の二分の一以内	対象経費の二分の一以内

工事で、工事費が学校施設環境改善交付金の交付基準の下限額を下回るものをいう。）			
第三条第二項第四号に該当する工事（学校施設環境改善交付金の交付対象となる事業のうち、学校水泳プールを新築又は改築する工事をいう。）	各工事における申請年度の学校施設環境改善交付金の配分基礎額と工事に要した工事費とを比較し、いずれか少ない額	対象経費の六分の一以内	
	各工事における申請年度の学校施設環境改善交付金の配分基礎額と工事に要した工事費とを比較し、工事費が配分基礎額を上回った場合における工事費の超過額とする。ただし、工事費が知事が別に定める上限額を超える場合にあっては、当該上限額と配分基礎額との差額とする。	対象経費の二分の一以内	
第三条第二項第五号に該当する工事（学校水泳プールの教育機能を維持向上することを目的とした工事費とを比較し、いずれか少ない額	知事が別に定める上限額と工事に要	対象経費の二分の一以内	

する改修工事をいう。）		
第三条第二項第六号に該当する工事（学校施設環境改善交付金の対象とならない事業のうち、第三条第一項の規定による補助金の交付決定年度において建築後四十年以上経過した施設における長寿命化又は予防改修を目的とする工事をいう。）	各工事における補助対象面積に、申請年度の学校施設環境改善交付金において、長寿命化事業又は建築後二十年以上四十年未満の施設を対象とした予防改修事業について文部科学大臣が定める一平方メートル当たりの補助単価を乗じて算出した額と工事に要した工事費とを比較し、いずれか少ない額	対象経費の二分の一以内

（提案理由）

都内の区市町村立小中学校等の良好な教育環境を確保する必要がある。